

報道発表資料の配付日時 9月5日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	ヘルパンギーナ警報の発令について													
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者												
		発表場所												
概要	<p>●ヘルパンギーナ警報の発令について 中標津保健所管内(別海町・中標津町・標津町・羅臼町)3カ所の小児定点医療機関からの報告数が19人となり、警報基準(定点あたり6人)を超えたため、ヘルパンギーナ警報を発令したので、お知らせします。</p> <p>ヘルパンギーナ患者報告状況(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第31週</th> <th>第32週</th> <th>第33週</th> <th>第34週</th> <th>第35週</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24(8.00)</td> <td>4(1.33)</td> <td>4(1.33)</td> <td>10(3.33)</td> <td>19(6.33)※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第35週の患者報告数は速報値</p>				第31週	第32週	第33週	第34週	第35週	24(8.00)	4(1.33)	4(1.33)	10(3.33)	19(6.33)※
第31週	第32週	第33週	第34週	第35週										
24(8.00)	4(1.33)	4(1.33)	10(3.33)	19(6.33)※										
参考														

報道(取材)に当たってのお願い	広く周知くださいますようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	同時レク

担当 (連絡先)	北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室(中標津保健所) 健康推進課長 舘巖 晶子 電話 0153-72-2168 公用スマホ 45967		
-------------	---	--	--

ヘルパンギーナの流行について（警報）

令和5年(2023年)9月5日(火) 15時00分

北海道中標津保健所

(北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室)

TEL: 0153-72-2168 FAX: 0153-72-6894

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第35週(令和5年8月28日～令和5年9月5日)において、中標津保健所管内の定点あたりのヘルパンギーナ患者報告数(速報値)は、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、中標津保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例(不顕性感染)も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いを励行するとともに、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2 ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏季に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染(糞口感染)し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともにのどの奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、2～4日で症状は落ち着きますが、熱性けいれんやのどの痛みによる食欲不振・脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心筋炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

3 その他

(1)最近5週における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)

	第31週 (7/31～8/6)	第32週 (8/7～8/13)	第33週 (8/14～8/20)	第34週 (8/21～8/27)	第35週 (8/28～9/3)
中標津保健所	24/8.00	4/1.33	4/1.33	10/3.33	19/6.33※
根室保健所	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
全道	1160/8.29	616/4.43	300/2.17	253/1.82	-
全国	9583/3.05	5667/1.83	2878/0.93	3399/1.09	-

※患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

(2) ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<ヘルパンギーナの警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	6	2